

表3 父兄が支出した通学費（51年度）（単位 円、％）

区 分	小 学 校	中 学 校	全 日 制 高 等 学 校
	額（構成比）	額（構成比）	額（構成比）
通 学 費（計）	7,260（100.0）	10,759（100.0）	36,132（100.0）
交 通 費	564（7.8）	5,194（48.2）	27,076（74.9）
通 学 用 品 費	6,696（92.2）	5,565（51.7）	9,056（25.1）

(4) 学年別に見た学校教育費

父兄が支出した学校教育費を、学校種別、学年別に示したものが表4である。'

表4 学年別に見た父兄が支出した学校教育費（児童・生徒1人当たり年間—）

区 分	学 年	昭 和 4 8 年 度	昭 和 5 1 年 度
小 学 校	1	円 37,381	円 79,135
	2	28,080	56,364
	3	29,733	60,187
	4	28,941	65,027
	5	31,535	60,382
	6	34,917	73,990
中 学 校	1	54,692	98,810
	2	44,996	76,620
	3	51,968	84,175
全 日 制 高 等 学 校	1	94,293	137,868
	2	76,573	118,474
	3	51,827	94,633

## 第7節 教職員の給与

### 1 給与制度改革の概要

(1) 勧告に基づく給与改定（昭和52年4月実施）

昭和52年度における給与改定は、人事委員会の勧告どおりの内容で、昭和51年4月1日にさかのぼって実施された。

### 2 諸手当一覧表

給与の種類	支 給 条 件		支 給 日	備 考
	支 給 対 象 者	支 給 率 又 は 支 給 額		
給 料 の 調 整 額	特殊学校の教員(特殊免許の有無に関係なし)	給料×8%	給料の支給日	
教 職 調 整 額	義務教育諸学校等の教育職員に対し、その職務と勤務状態の特殊性に基づいて支給される手当であり、次の教育職員に支給する。 職務の等級が2等級、3等級の者	給料×4%（相当額） 1等級の者には給料として加算 額支給 小・中学校…… 4,000円 高 校 等…… 4,000円	同 上	48.1.1から 52.4.1から 改 定
手 当	1 給料の特別調整額(管理職手当)	部 長 相 当 職 課 長 相 当 職 課 長 補 佐 相 当 職 (指定職に限る)	給料×20% 給料×16% 給料×12%	

引き上げ率は、前年度と同程度の6%台であった。

改定内容は、給料については行政職給料表の2等級から5等級までの等級に各1号給の増設が行われた。

諸手当の改善の主な内容は、次のとおりである。

① 扶養手当

扶養手当の月額額は、配偶者 8,000円、配偶者以外の扶養親族のうち2人各 2,300円、配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 5,000円に引き上げられた。その他は前年度と同額である。

② 住居手当

住居手当については、家賃・間代を支払っている職員に対する手当額が改定された。家賃等の額が6,000円(改定前 5,000円)以上負担している者に対して支給され、その支給額は、家賃等の額と 6,000円との差額が 7,500円に達するまでは、その差額的全額が支給され、その差額が 7,500円を超えるときは、その超える額の2分の1の額を 5,000円を限度として 7,500円に加算した額(最高支給限度額12,500円)とされた。

自宅居住者は、前年度と同額である。

なお、この改定により、支給額が減額となる者については、昭和53年3月31日までの間従来の額を保障するための措置が講じられた。

③ 通勤手当

ア 交通機関等利用職員については、運賃等相当額的全額支給の限度額が15,000円に、15,000円を超える額の2分の1を限度として加算する額は、前年度と同額の7,000円であるが、最高支給限度額が22,000円に引き上げられた。

イ 交通用具使用職員については、通勤距離区分が5kmが2kmに改められ、それぞれ額の改定が行われた。(諸手当一覧表を参照されたい。)

④ 初任給調整手当

医療職給料表(-)の適用を受ける医師に対する初任給調整手当の支給限度額が16万円に引き上げられた。

⑤ 特殊勤務手当

特殊勤務手当については、舎監手当、教員特殊業務手当を除き10%程度の額の引き上げが行われた。(諸手当一覧表を参照されたい。)